

戸田ヶ原自然再生キャラクター「とだみちゃん」着ぐるみ使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、戸田ヶ原自然再生キャラクター「とだみちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の申請)

第2条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に行事等の概要が分かる資料を添付して、戸田市環境経済部みどり公園課長（以下「管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、戸田市役所の業務で使用する場合、または承認の手続きを必要しないと市長が認めたときは除く。

2 前項の申請書は、市役所の業務に支障を及ぼさない範囲において、使用しようとする日の3か月前から先着順に受付けするものとする。

(使用の承認)

第3条 管理者は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認する。

(1) 戸田市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) 戸田市暴力団排除条例（平成24年戸田市条例第2号）第2条第1号及び第2条の規定に該当するとき。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。

(7) 着ぐるみが破損等使用できない状態にあるとき。

(8) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

2 前項の承認は、着ぐるみ使用可否決定通知書（様式第2号）をもって行う。

(使用期間)

第4条 着ぐるみの使用期間は、使用する行事等で必要とする期間の最小限とする。ただし、原則として貸出日から起算して5日を超えることはできないものとする。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 承認された用途にのみ使用し、管理者の指示する条件に従うこと。
- (3) 承認を受けた者は、これを譲渡及び転貸しないこと。
- (4) 使用場所への運搬、保管にかかる経費負担、及び手段の確保は使用者が行うこと
- (5) 着ぐるみが汚損しないように努めること。
- (6) 着ぐるみ使用状況報告書（様式第3号）及び使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (7) 商標登録出願を行わないこと。
- (8) 別に定める戸田ヶ原自然再生キャラクター「とだみちゃん」着ぐるみ装着上の注意点を遵守すること。

（承認の取消し）

- 第7条 管理者は、着ぐるみの使用が、この要領及び承認の内容に違反していると認めるとき、または不相当と認めるときは、当該着ぐるみの使用承認を取り消すことができる。
- 2 前項の承認の取消しは、着ぐるみ使用承認取消通知書（様式第4号）により通知する。
 - 3 管理者は、承認を取消されたことにより生じた損害について賠償する責任を一切負わない。

（原状回復）

- 第8条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、市長が、着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、申請者はこれに従わなければならない。
 - 3 申請者が着ぐるみを亡失した場合、又は、着ぐるみの破損により原状回復が不可能となった場合は、現品又は相当の対価を持って賠償しなければならない。

（承認者の責任）

- 第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害及び使用者が第三者に与えた被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

（補則）

- 第10条 この要領に定めるものの他、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

（施行期日）

この要領は、平成25年12月12日より施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附則
(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日より施行する。